

# 労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説  
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

## 無期限労働契約について (2)

### 第 10 回

これまで、従業員と 2 回連続で固定期間労働契約を締結した後、企業が期限満了により従業員との労働契約を終了する選択ができるかについては、「労働契約法」の一大争点となっていました。

### 通説：

2 回連続で固定期間労働契約を締結した後、企業は選択権を有さないという考えは通説になっています。つまり、2 回連続して固定期間労働契約を締結し、かつ労働者に労働契約法第 39 条、第 40 条第 1 号、第 2 号が規定する事実がない場合、労働者が労働契約の継続、締結を提案または同意するときには、労働者が固定期間労働契約の締結を求める場合を除き、無固定期間労働契約を締結しなければならない(第 14 条第 2 項第 3 号に基づく通説の内容)。通説は、当事者双方が 2 回の契約締結を通じて、すでに信頼関係を築いており、無固定期間労働契約の締結は信頼関係を体現しているという考えに基づくものであると考えられます。このため立法者は、無固定期間労働契約の締結は必ずしも企業の同意が前提条件ではないように規定し、企業の権利を制限し、従業員の権益保護の強化、雇用関係の安定を図ろうとしています。

### 上海市高級人民法院の意見：

上海市高級人民法院は 2009 年 3 月 3 日、『労働契約法の若干問題の適用に関する意見』(以下、意見という)を上海の各級裁判所への通知として公布しました。「労働契約法」第 14 条第 2 項第 3 号では、2 回連続で固定期間労働契約を締結した後、企業がさらに労働契約の締結を継続する場合、従業員が無固定期間労働契約の締結を企業に要求できると解釈できるようにみえます(第 4 条第 4 号)。これは、

1. 労働者が無固定期間労働契約の締結条件を満たしながらも、企業と固定期間労働契約を締結した場合、当該労働契約の期間満了時に、当該労働契約が終了する(第 4 条第 2 項)

2. 労働者が企業との間に、2 回連続して固定期間労働契約を締結し、企業は労働者との間に第 3 回目の労働契約を継続締結する場合、労働者が無固定期間労働契約の締結を求める場合、無固定期間労働契約を締結しなければならない(第 4 条第 4 項)

という 2 つの条項をあわせて解釈する場合の結論になります。ところが当該意見は、労働契約法第 14 条第

2 項第 3 号の立法趣旨と乖離(かいり)して解釈しています。

上海市第二中級人民法院民事判決書((2011)滬二中民三(民)終字第 210 号、前回紹介済み): 2011 年 5 月 19 日に発行された当該判決の内容からみると、上記通説の判断(上記第 14 条第 2 項第 3 号に対する通説の内容をご参照)を法律根拠としています。

中国では、立法と行政執法・司法実務との間に、法と実務との乖離が常に存在しています。一方、上記上海市の最新判決は、上級の地方裁判所の司法意見に従わず、労働契約法の立法に忠実的な判決内容となっています。本原稿発表時点においては、各地方の地方法規を含む法令、上記上海市の判決を含む各地方の司法実務からみると、通説の運用がされているようにみえます。

無固定期間労働契約の締結のように、労使関係に重要な影響を与える問題については一般的に、各地でそれぞれ異なった規定を作成するケースは低いと考えます。

### < 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : [www.broadbright.com](http://www.broadbright.com)

E-mail : [broadbright@broadbright.com](mailto:broadbright@broadbright.com)

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800 (日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109 (日本語専用)

Fax : 021-5386-1619